オープンカレッジ

## 中国監察法の問題点

# 習近平独裁への道具？

愛知淑徳大学ビジネス学部准教授
西崎　賢治

にしざき・けんじ　中国企業論、財務会計。慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程満期取得退学。公認会計士。1969年生まれ。

今回は中国監察法を概観したい。監察法は、反腐敗政策を推進するために全国人民代表大会（国会に相当）により制定された法律であり、全69条からなる。2018年3月20日に公布・施行された。

主な内容は以下のとおりである。①監察委員会を編成し、裁判所・検察等と協調する（第1章「総則」第4条）。②監察対象（被調査人）は、中国共産党、人民代表大会、政府、裁判所、検察、国有企業等に従事する公職人員および関係者とされている（第1章「総則」第1条、第3章「監察範囲と管轄」第15条）。③国家監察委員会主任は、全国人民代表大会で選任・監督される（第2章「監察機関と職責」第8条、第7章「監察機関や監察人員に対する監督」第53条）。④被調査人に逃亡・自殺等の可能性がある場合には、被調査人の留置が可能（第4章「監察権限」第22～25条）。⑤被調査人が逃亡または死亡した場合には、違法所得の没収申請を裁判所に行う（第5章「監察手続」第48条）。⑥人民解放軍と警察部隊は、監察委員会に替わり中央軍事委員会による監察を受ける（第9章「附則」第68条）。⑦その他、証拠に基づく報告（第5章「監察手続」第41条）、国際協調（第6章「反腐敗国際協力」第50条）、刑事責任追及（第8章「法律責任」第66条）。

旧法の行政監察法からの変更点は以下のとおりとなる。第一に、監察組織が実質的に格上げされた点である。前身の監察部は、国務院（内閣に相当）の下部組織であったが、国家監察委員会は、全国人民代表大会の下部組織とされ、国務院と同格となった。第二に、監察対象を個人に特化した点である。旧法では行政組織も監察対象としていたが、監察法では監察対象を政府要人等に特化させている。第三に、厳格化である。人員の拘束・財産の差押などを可能とする上に、監察対象の自殺や逃亡の可能性すら条文上で想定されているのである。なお、対照的に、軍や警察には特別な配慮があり、監察委員会の監察範囲に含まれていない。

こうした監察法・監察委員会の実績には〝一見〟目覚しいものがある。たとえば、現在までの1年間で、孟宏偉ICPO元総裁やヌル・ベクリ元国家エネルギー局長など18名以上の党中央幹部を摘発してきたとされる。

しかしながら、監察法には以下の問題をはらんでいる。第一に、監察委員会の役割が先行の党規律検査委員会と重複しており、両者の分担が不明確になりかねない点である。たとえば、国家監察委員会のウェブサイトは、党中央紀律検査委員会との連名表記で、組織の独立性でさえうかがうことはできない。第二に、その一方で、個人の留置など人権侵害を誘発するリスクとともに、政敵を監察対象とするなど政治闘争の具に利用する可能性を排除できない点である。以上の相反する2点から、監察法は、無用の長物となりうるか危険物となりうるか、使い手次第の法律であると解されよう。もちろん、使い手は習近平主席である。